

- (2)加入者が正当な理由がないのに第3条(損害発生の場合の手続)第2項の調査を妨害した場合
- (3)加入者が第3条(損害発生の場合)第3項の指示に従わなかった場合
- (4)第3条(重大事由)による解除第1項により解除された場合
- (5)加入者が共済金の支払請求手続を行うことができる時から3年間行っていない場合
- (6)第9条(告知・通知義務の承認の場合)の規定により共済金等が追加取得可能な場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠った場合

第5章 告知義務・通知義務等

(告知義務)
第1条 加入者は、加入申込みの際、建物共済に係る共済関係が成立することにより填補すべきである損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、**組合が建物共済加入申込書等により告知を求めた告知事項**について、事実を告知しなければならない。

(告知義務違反による解除)

- 第19条 建物共済加入申込書等の告知事項について加入者が故意もしくは重大な過失によって事実を告げず又は事実の真実と異なることを告げたときは、この組合は、この共済関係を解除することができる。
- 前項の規定は、次の事項については適用しない。
 - 前項の規定にかかわらず、告知事項の事実がなかった場合
 - 共済関係の成立の当時、この組合がその事実を知りかつ不実のことがあった場合
 - 又は過失によってこれを知らなかった場合
 - 加入者が第3条(損害共済金支払の場合)の規定により、この組合がこれを承認した場合
 - この組合が解除の原因を知った時(正当な理由により解除の場合)を除くことなき場合において、解除の通知がなされた日から1か月を経過した場合
 - 前項の規定にかかわらず、告知事項の事実がなかった場合において、第2条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、共済金を支払えない。もし、既に共済金を支払ったときには、この組合は、その共済金の返還を請求することができる。ただし、解除の原因となつた事実に基づき発生した損害については、この組合が共済金を支払い、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面により通知も行つて行ふ。

(通知義務)

- 第2条 共済関係の成立後、次の事故が発生した場合には、加入者がその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すべきでない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の變動が生ずるときは、その承認を受けなければならない。ただし、その事故がなつた場合は、組合への通知は必ずしも必要ではない。
- 共済目的について他の保険種又は共済事業を先行する第3条(損害共済金を支払う場合)の事故を原因とする共済契約又は後継契約を締結すること
 - 共済目的を譲渡すること
 - 共済目的が第3条(損害共済金を支払う場合)又は第8条(水道管凍結修理事費用共済金を支払う場合)の事故以外の原因による状況、損害又は修理費用に及ぶ建物を建築し、増築し、若しくはその構造を変更し、又は改築したとき
 - 共済目的である建物を引き続き30日以上空っぽになつたとき又は無人とするとき
 - 共済目的の他の場所に移転すること。ただし、第3条(損害共済金を支払う場合)の規定を選択した後に搬出した場合5日間については、この限りはならない。
 - 共済目的の用途を変更すること
 - 共済目的について危険が増す、増加する、減少する、増大すること
 - 加入者が前項の通知を怠つた場合は、この組合は、その事故が発生した時又は加入者がその発生を知つた時からこの組合に通知を受けるまでの間に発生した損害(ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事故が発生したときは、その事故の発生により増加した危険が生じて発生した損害に限り)については、共済金を支払えない。ただし、前項第5号、第8号又は第9号の事故が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くなつたときは、この限りはありません。
 - 前項は、第1項の事故が連続して発生した場合を除くこと。ただし、その事故を承認したときを除き、共済関係を解除することができる。
 - この組合が、前項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は再承認の承認をしないときは、この組合は、前項の規定にかかわらず、第3条の規定により共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面により通知も行つて行ふ。

(危険増加による解除)

- 第2条 この組合は、前項(告知義務)第1項各号の事故の発生により危険増大したとき、この組合は、損害の発生がその責に帰すべきである損害に係る共済掛金の額が、当該事故の発生の可能性が高くなり、又は算出された共済掛金の額に不足する状態をいふときは、**が生じたときは、同項の通知がなかつた場合は共済関係を解除することができる。ただし、同項の通知がなかつた場合は、この組合が共済金を支払い、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により共済関係の解除は、この組合が前項の解除の原因を知つた日から1か月を経過したときと消滅し、この組合は、前項の規定にかかわらず、第1項の解除が損害発生の際に生じた場合において、この組合は第2条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から損害が発生した時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払つていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができる。**

(重大事由による解除)

- 第2条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができる。
- 加入者が共済目的の所有者をみなす。以下に、共に同一と同様とす。)が、この組合による共済関係に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとする場合
 - 加入者が、その共済関係の維持及び共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとする場合
 - 前2号のほか、この組合の加入者が自らその信頼を置かない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - 前項により解除の損害が発生し、後に生じた場合において、この組合は、前項(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から損害が発生した時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払つていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができる。
 - 前項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知も行つて行ふ。

(共済目的の調査)

第23条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物若しくは、共済目的にかかわる事項を調査することができる。

(共済目的の損害拒否による解除)

- 第24条 加入者が相当な理由がないのに、前条(共済目的の調査)の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができる。
- 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実があった日から1か月以内に行はなければならない。
 - 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面により通知も行つて行ふ。

(共済関係の解除の効力)

第25条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第6章 共済関係の失効等

第26条 共済関係の成立後、次の事故が発生した場合には、共済関係は、その事故が発生した時からその効力を失ふ。

- 共済目的が第3条(損害共済金を支払う場合)の事故以外の原因によって発生したとき
- 共済目的が第16条(共済金を支払ふない損害)の事故によって滅失したこと
- 共済目的が解体されたこと
- 共同目的で譲渡又は相続その他の包括承継があつた場合は、第39条(共済関係の解除)第1項の規定により共済関係を承認したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があつた時からその効力を失ふ。

(超過共済による共済金額の減額)

第27条 この組合は、前項(告知義務)第1項の規定により、共済金額が共済額を超えてたことにつき加入者が善意で重大な過失がなかつたときは、加入者は、その超過部分について、当該共済額を限り消すことができます。

- 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済額が著しく減少したときは、加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

第7章 共済掛金の追加返還等

第28条 共済関係の成立後、当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に帰すべき共済額について、減少後の当該損害の発生し得る可能性に対する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。

- 前項の規定により、共済金額の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還する。

(告知・通知義務又は共済関係解除の承認の場合)
第29条 第1条(告知義務)第2項(告知義務)第1項又は第4条(共済関係の承認)第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、次の表に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額を請求することができます。

承認又は承諾する場合	追加額	支払額
1 加入者が第3条(共済金を支払う場合)の事故による損害が発生する前に建物共済加入申込書の記載事項について更正の申出をし、組合がこれを承認する場合	既に承認した記載事項の修正後と通常適用される共済掛金率及び事務費減額金率を乗じて得た共済掛金の額から既に領取した共済掛金を差し引いた残額	既に承認した共済掛金から共済金額に記載事項の修正後と通常適用される共済掛金率を乗じて得た共済掛金の額を差し引いた残額
2 加入者が共済責任の開始後、建物の用途・構造を変更し、又は改築若しくは増築等について共済目的の變動を通知し、又は共済目的の譲渡及び相続、その他の包括承継が共済関係の承認の申請をし、組合がこれを承認し、又は承諾する場合	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更後若しくは増築等にかゝる変更前の共済掛金の額と変更後の共済掛金の額とを差し引いた残額	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更後若しくは増築等にかゝる変更前の共済掛金の額と変更後の共済掛金の額とを差し引いた残額

(共済掛金の返還一解除の場合)

第30条 第19条(告知義務違反による解除)第1項、第22条(重大事由による解除)第1項又は第3条(損害発生の場合の手続)4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金は返還し、また、第22条(重大事由による解除)第3項、第21条(危険増加による解除)第1項又は第24条(共済目的の調査拒否による解除)第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して次の表により返還した共済掛金を差し引いた残額を返還する。

返還する場合	返還額
1 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合	共済掛金から共済額に既経過月数共済掛金から共済額に既経過月数に差引いた下の係数を乗じて得た額を差し引いた残額
2 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となつた事故の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額
3 及び2による解除以外の事由による解除の場合であつて、その解除の原因が加入者の責に帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

(注)既経過月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の末日までを1月と計算し、30日未満の残数があるときは、これを上り上げ1日とする。

- 第20条(通知義務)第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合には、解除の事実の発生が加入者の責に帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、この組合が共済関係を解除した日をもって計算した金額を返還する。
- 第20条(通知義務)第3項、第21条(危険増加による解除)第1項及び第22条(共済目的の調査拒否による解除)第1項の規定により共済関係を解除された場合において、その解除の原因が加入者の責に帰すべき事由によらずに、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して第2項の表により計算した共済掛金を差し引いた残額を返還する。
- 第20条(通知義務)第3項、第21条(危険増加による解除)第1項及び第22条(共済目的の調査拒否による解除)第1項の規定により共済関係を解除された場合において、その解除の原因が加入者の責に帰すべき事由によるときは、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還する。

(共済金の返還一超過による共済金額の減額の場合)

第32条 この組合は、第27条(超過共済による共済金額の減額)第1項により共済額が取り消された場合は、共済関係の成立の時と比べて、取り消された部分に相当する共済掛金を返還する。

この組合は、第27条(超過共済による共済金額の減額)第2項により、共済関係の承認を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還する。

第8章 損害の発生

(損害発生の場合の手続)

- 3条 加入者は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認められた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。
- 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができる。
- 加入者は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければならない。
- 加入者が第1項の通知を遅くし、故意若しくは重大な過失によって不実の通知し、正当な理由がないのに、第2項の調査を拒否し、第3項の通知に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の加入者の住所あての書面により通知をもつてこの共済関係を

解除することができます。

(損害防止義務)

- 第3条 加入者は、共済目的について通常すべき損害その他の損害防止を怠つてはなりません。
- 加入者は、着き金(損害共済金を支払う場合)の事故が発生した場合は、その原因がなされた場合は、損害の防止又は軽減に努めなければならない。
- この組合は、加入者が第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべからずと指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、加入者が負担した費用はこの組合が負担する。

(残存物)

第35条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、加入者がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして共済金を支払つた場合は、この限りではありません。

- 加入者は、この組合が取得した権利を譲渡したとき、この組合は取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為を行わなければならない。この場合は、当該行為による必要な行為のために加入者が負担した責任の組合が負担する。

(評価及び審判人)

第36条 この共済額又は損害の額について、この組合と加入者は共済金を受け取るべき者と間に争いが生じた場合とす、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が善意をもって選定した各1名ずつの審判人の判断に任せるものとする。審判人の間意見が一致しないときは、審判人双方が選定した1名の審判人に裁定に任ずる費用は発生しません。

- 前項の判断又は裁定に要する費用及び審判人は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担は前項の判断又は裁定によって定めらるるものとする。

(第三者に対する権利の取得)

第37条 第3条(損害共済金を支払う場合)の損害が第三者者行為によつて発生した場合において、この組合が共済金を支払ふときは、この組合は、加入者がその損害に第三者に対して有する権利(以下この条において「権利」といふ)について、この各号の表の範囲を限度に組合が加入者に代わり取得するものとする。

- 組合が損害の額を全額又は共済金として支払ふ場合は、加入者債権の全部額(第2項以外の場合は、加入者債権の額から共済金を支払ふた後の)の額を差引いた額

- 前項第2号の場合において、組合が加入者に代わり取得すに加入者が引き続き有する権利は、組合が加入者に代わり取得する当該債権より優先し、加入者は、その権利を行使する権利を有する。

第35条(残存物)第2項の規定は、この項の規定により代位権を取得した場合において準用する。

(共済金の支払時期)

第38条 この組合は、加入者が第3条(損害共済金の場合の手続)の取得し、組合が承認し、又は承諾したときは、次に掲げる事項の日を翌日から30日以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払ふ。

確認事項	詳細
①共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生後の状況、損害又は賠償の責任の所在、共済目的の所有者が損害に該当する事実
②共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③共済金を算出するに当たりの事実の確認が必要な場合	損害の程度、損害の程度、事故又は損害との関係、治療の経過及び回復
④共済関係の効力の有無の確認が必要な場合	約款に規定する解除又は取消しの事由に該当する事実の有無
⑤①から④までのほか、組合が支払ふべき共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	重要書類の有無及び内容、損害について加入者が既に取得した請求書その他の債権及び有する権利の有無等

(注)傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付の要制に限る。

- 前項の確認をするため、次に掲げる特別な調査又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に無い限り翌日から30日以内に、前項(告知義務)又は調査の内容が複数ある場合は、そのうち最長の日数とします。)が経過する日までに、共済金を支払ふ。

特別な調査又は調査の内容	日数
第1項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法(昭和24年法律第20号)その他この条に基づく報酬	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための警察、検察、消防その他公的機関による調査及び結果の照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
第1項の表中③の事項の内容及び、その後、復旧等の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会による調査鑑定に報告された首都直下地震、東海・東南海・西南海地震又はこれと同規模の地震が発生したとき、又は前項の被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査(地震等による損害が生じた場合に支払う共済金)についての調査に限りする。	365日

(注)傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付の要制に限る。

(共済金支払後の共済関係)

- 第39条 第3条(損害共済金を支払う場合)の事故による共済目的の損害消滅したときは、共済関係は、その損害の発生したときと消滅し、この組合は、前項の場合を除き、この組合が共済金を支払つた場合においても、この共済関係の共済金額は、減額することはありません。
- 各々別に共済金を受けた共済目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前2項の規定を適用する。

第9章 その他

第40条 共済責任期間の満了して既に共済責任期間を更新しようとする場合において、建物共済加入申込書に記載した事項に変更があつたときは、加入者は善意をもってこれをこの組合に通知し、この組合は、この場合の告知については第18条(告知義務)の規定を適用します。

- 前項の規定により共済関係を継続した場合には、新たに共済証券を交付し、前項の規定を適用する。

(共済関係の承継)

第41条 この約款について譲渡又は相続その他の包括承継があつた場合において、譲渡人又は相続人その他の包括承継者が、この組合の承認を受けて、共済関係(譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継することができます。

- 前項の規定による承認を受けようとする譲渡人又は相続人以外の包括承継人は、その譲渡又は相続その他の包括承継のから14日以内に書面をもって、この組合に承認の申請をしなければならない。
- 第1項の規定による権利義務の承継は、その承継の時(共済目的の譲受けの前)に承認があつた場合は、譲受けが完了したときに行はなければならない。

(他人の所有する物を建物共済に付した場合)

第42条 他人の所有する物を管理するときは、その支払うことがあるべき損害賠償のためにその物を建物共済に付すことができます。

- 前項の場合、共済目的の所有者が、自己の所有する共済目的の損害については、加入者が優先して直接に組合に共済金の支払を請求することができます。

3 加入者は、前項の損害に対して共済目的の所有者が損害賠償を行った額又は共済目的の所有者が承認した額を限度に、この組合に対して共済金の支払を請求することができます。

(準法)

第43条 この約款に定めのない事項については、農業保険法(昭和22年法律第118号)、同法施行令(平成29年政令第263号)、同法施行規則(平成29年厚生労働省令第63号)、任意共済損害賠償法(平成30年3月3日28日閣議決定)告示(平成65号)、この組合の定款及び細則を適用する。

(約款の変更を行う場合の対応)
第44条 加入者がこの約款を改定するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を農業共済団体の事務所に置き、一般の周知に供するとともに、インターネットのホームページで公表するほか、広報誌等に掲載するとともに、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。

別表第15条第2項の共済金の種類別の支払戻率		
共済金の種類	支払戻率	
第1条 第3条(損害共済金を支払う場合)の損害共済金	損害の額(他の重復契約に係る損害の額を算出する基準としての共済額)を超えない範囲とし、その範囲を超えたときは、それを超える基準により算出した損害の額のうち最も高い額の額	
第2条 第4条(残存物取片付費用共済金を支払う場合)の残存物取片付費用共済金	残存物取片付費用の額	
第3条 第5条(特別費用共済金を支払う場合)の特別費用共済金	1回の事故につき、建物ごとに200万円(他の重復契約に係る支払戻率の上限は、限度額が200万円を超えるものがあるときは、その限度額のうち最も高い額)	
第4条 第6条(損害防止費用共済金を支払う場合)の特別防止費用共済金	損害防止経費の額	
第5条 第7条(火災見舞費用共済金を支払う場合)の火災見舞費用共済金	1回の事故につき50万円(他の重復契約に係る、1被災世帯あたりの支払戻率50万円を超えるものがあるときは、その支払戻率のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た金額	
第6条 第8条(水道管凍結修理事費用共済金を支払う場合)の水道管凍結修理事費用共済金	水道管凍結修理事費用の額	

- この約款の全部改定は、令和2年4月1日から施行する。
- 施行日前に共済責任期間の開始した建物共済関係については、なお従前の規定を適用する。ただし、前項で規定する規定の適用については、次項から第5項までに定めるところによる。
- 改正後の建物総合共済特約款第20条、第23条(第20条の規定による解除に係る部分に限る。)、第25条から第2項及び第26条の規定は、施行日前に共済責任期間の開始した建物共済関係に適用する。
- 施行日前に共済責任期間の開始した建物共済関係に係る共済事故が施行日以降に発生した場合には、改正後の建物総合共済特約款第4条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 施行日前に共済責任期間の開始した建物共済関係に係る共済金の支払を請求する権利(施行日前に発生した共済事故に係るもの)の譲渡及び差押えが施行日以降にされた場合には、改正後の建物総合共済特約款第40条第4項の規定を適用する。

新価特約条項

(この特約条項が適用される範囲)

第1条 この特約条項は、建物火災共済特約款第1条(共済目的の範囲)又は建物総合共済特約款第1条(共済目的の範囲)に掲げる共済目的であつて、その建物総合(再取得額から共済額を差し引いた)の再取得額に対する割合をいふとき、以下同様とします。)が1.0の95.0以下であるもの適用をいふ。

- 再取得価額は、共済目的と同一の構造、用途、規模、型、能力のものを再取得し、再取得する。

(損害共済金支払うべき損害の範囲)
第2条 この特約により、この組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が発生した地及び時におけるこの特約に適用される再取得価額によって定まる。

(共済金額の減額及び新価特約の解除)
第3条 この特約に定める再取得価額を超える損害が、建物火災共済特約款第3条(損害共済金を支払う場合)又は建物総合共済特約款第3条(損害共済金を支払う場合)第1項若しくは第2項の事故以外の原因により損害が発生した場合において、その建物の損害額が1.0の95.0を超えた場合には、新価特約を解除するものとする。また、再取得価額が1.0の95.0を超えた場合は、共済関係の共済金額を共済額を超えるときは、共済金額のうち再取得価額に相当する金額に減額するものとする。

- この組合は、前項の規定により共済金額を減額した場合は、その減額した共済金額に対応する共済金額(臨時費用担保特約がされているときは、その特約条項を含みます。)のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還する。
- 第1項の規定による新価特約の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面により通知も行つて行ふ。

(損害共済金の支払額)

第4条 この組合は、損害共済金として建物火災共済特約款第10条(損害共済金)第2項又は建物総合共済特約款第9条(損害共済金)第2項の規定にかかわらず、次の各号の表の(表中)の共済金額を再取得価額を加えるときは、再取得価額に相当する金額とす。

区分	損害共済金の額
共済金額が再取得価額の98%以上であるとき	第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額(共済金額を限度とします。)
共済金額が再取得価額の90%未満であるとき	第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額 × 再取得価額の90%
② 建物総合共済特約款第3条(損害共済金を支払う場合)第1項の事故によつて損害が発生した場合	第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額 × 0.5

区分	損害共済金の額
共済金額が再取得価額の98%以上であるとき	第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額(共済金額を限度とします。)
共済金額が再取得価額の90%未満であるとき	第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額 × 再取得価額の90%
② 建物総合共済特約款第3条(損害共済金を支払う場合)第2項の自然災害かつ、地震及び火災並びにこれらによる津波(以下「地震等」といふ)による損害を除く災害による損害が発生した場合	第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額 × 再取得価額の90%

区分	損害共済金の額
第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額を再取得価額の98%以上とするとき	第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額 × 再取得価額
第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額を再取得価額の80%未満とするとき	第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額 × 再取得価額 × 0.8
③ 建物総合共済特約款第3条(損害共済金を支払う場合)第2項の地震等によつて損害が発生した場合	第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額 × 再取得価額 × 0.5

(準用規定)

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済特約款又は建物総合共済特約款の規定を準用する。この組合において、建物火災共済特約款又は建物総合共済特約款の規定中「共済額」とあるのは「共済目的の再取得価額」と読み替へるものとする。

臨時費用担保特約条項

(組合の支払責任)

第1条 この特約は、この特約を付した建物火災共済特約款第3条(損害共済金を支払う場合)又は建物総合共済特約款第3条(損害共済金を支払う場合)第1項若しくは第2項の事故(地震等を除きます。)によつて共済目的の損害を受けた場合において、損害共済金のほか、その損害に伴ふ臨時費用に對して共済金を支払ふこととする。この組合は、この特約を付した建物火災共済特約款又は建物総合共済特約款第3条(損害共済金を支払う場合)又は建物総合共済特約款第3条(損害共済金を支払う場合)第1項の事故に直接起因(この事故から避難又は損害の発生をおそれ若しくは、避難又は避難の準備に必要と認められる範囲に限り)して発生した損害又は後遺障害(傷又は病)に起因する基準に該当する損害に限りする。この組合は、前項の臨時費用共済金のほか、その死亡又は後遺障害に伴う費用に支払ふこととする。加入者が死亡した場合は、その遺族がこれを支払ふ。

- 前項ただし書の規定により死亡・後遺障害費用共済金を加入者の法定相続人に支払ふ場合であつて、その法定相続人が2人以上いるときは、その受取額は、法定相続割合とす。
- 加入者及び共済目的の所有者が、次のとおりとする。
 - 加入者及び共済目的の所有者(加入者及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役又はその他の機関にある者)
 - 加入者及び共済目的の所有する親族
 - 加入者及び共済目的の所有する親類
 - 共済費用共済金の支払戻している者
</